

生駒市空き家利活用改修補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、空き家の地域活性化に貢献する施設（以下「地域貢献施設」という。）への利活用を促進することによる、地域の活性化・まちの魅力向上を目的とし、空き家を「地域貢献施設」に改修する工事を行った所有者または賃借人に対し、予算の範囲内において生駒市空き家利活用改修補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、生駒市補助金等交付規則（平成20年生駒市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象住宅)

第2条 補助金の交付対象となる住宅は、市内に存する戸建て住宅又は長屋建て住宅であり、交付申請の時点において使用されておらず、かつ今後も従来の用途に供される見込みのない住宅（以下「交付対象住宅」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する住宅は交付対象住宅とならない。

- (1) 敷地に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域を含む住宅
- (2) 建築基準法その他の建築に関する法令に違反する住宅
- (3) 過去に補助金の交付を受けた住宅

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する個人又は法人とする。

- (1) 交付対象住宅の所有者（予定を含む）又は、交付対象住宅の賃借人（予定を含む）
- (2) 調査や情報発信等、補助金の目的を達成するために市長が行う取組みに協力できる者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は交付対象者とならない。

- (1) 本市の市税を滞納している者（納期限が到来していない市税について、市に対し分割納付の誓約をしている者を含む。）
- (2) 過去に補助金の交付を受けた者

(交付対象事業)

第4条 補助金の交付を受けることができる地域貢献施設とは、まちや地域コミュニティの活力の維持・向上に資する施設であり、次のいずれかに該当する用途で、改修工事の完了日から10年間、当該交付対象住宅を継続的に使用する意志のあるものとする。

- (1) 滞在体験施設
- (2) 交流施設
- (3) 体験学習施設
- (4) 創作活動施設
- (5) 文化施設

(6) その他市長が認める施設

(交付対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「交付対象工事」という。）は、地域貢献施設への転用を目的とした次に掲げる改修工事で、交付対象工事に要した費用の合計が、100万円（消費税及び地方消費税相当額並びに、他の補助制度又は給付制度等により補助等を受けた場合は、その金額を除く。）を超えるものとする。ただし、壁、床又は天井と一体となっているものに係る改修工事に限る。

- (1) 省エネルギー改修工事（地方税法附則（昭和25年法律第226号）第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等）
- (2) 耐震改修工事（地方税法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準に適合するための改修工事）
- (3) バリアフリー改修工事（地方税法附則第15条の9第4項に規定する居住安全改修工事）
- (4) 水廻り設備（浴室、便所、キッチン、洗面台）の更新・新設工事
- (5) 間取りの変更工事
- (6) 劣化部分の改修工事
- (7) 内外装等の改修工事（事業目的の達成のために必要な範囲を過度に逸脱する華美な改修を除く。）

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する費用の合計額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、補助金の額の上限については、100万円とする。ただし、予算の範囲内とする。

(補助金の交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付対象事業に着手する前日までに、生駒市空き家利活用改修補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号の2）
- (2) 交付対象住宅の位置図及び写真
- (3) 交付対象者の本市における市税の納税証明書（申請日時点で取得できる最新のもの）
- (4) 交付対象住宅の固定資産税の納税証明書（申請日時点で取得できる最新のもの）
- (5) 交付対象住宅の登記事項証明書（発行日から3か月以内のもの）
- (6) 交付対象工事に係る見積書の写し
- (7) 工事内容がわかる写真（工事前）
- (8) 交付対象住宅の所有者が交付対象工事を実施する場合、共有者の同意書（交付対象住宅が共有の場合のみ）
- (9) 交付対象住宅の賃借人が交付対象工事を実施する場合、賃貸借契約書の写し
- (10) 誓約書（様式第2号）

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査して、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金を交付すると決定した申請者に対しては、生駒市空き家利活用改修補助金交付決定通知書(様式第3号)により、交付しないと決定した者に対しては、生駒市空き家利活用改修補助金不交付決定通知書(様式第4号)によりそれぞれ通知するものとする。

(事業計画の変更等)

第9条 申請者は、前条第2項の規定により交付決定の通知を受けた申請内容に変更が生じたときは、生駒市空き家利活用改修補助金交付変更申請書(様式第5号)に変更内容が分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めた場合はこの限りではない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、生駒市空き家利活用改修補助金交付変更決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 申請者は、第8条第2項の規定により交付の決定の通知を受けた場合において、その申請を取下げようとするときは、生駒市空き家利活用改修補助金取下げ書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

(実績報告)

第11条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、補助金の交付決定を受けた年度の2月末日までに、生駒市空き家利活用改修補助金実績報告書(様式第8号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 交付対象工事に係る請負契約書等の写し

(2) 交付対象工事に係る領収書の写し

(3) 工事内容がわかる写真(工事後)

(4) 交付対象工事に省エネルギー改修工事を含む場合、建築士事務所に属する建築士等が発行する熱損失等防止改修工事証明書

(5) 交付対象工事に耐震改修工事を含む場合、建築士事務所に属する建築士等が発行する住宅耐震改修証明書

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、報告の内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、生駒市空き家利活用改修補助金交付額確定通知書(様式第9号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定により交付すべき額を確定したときは、前条の通知を受けた申請者から提出される生駒市空き家利活用改修補助金交付請求書（様式第10号）により補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 申請者が偽りその他不正の手段により、この補助金の交付等を受けたとき。
- (2) 申請者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に対し重大な違反をし、かつ、その是正のための市長の指示又は命令に従わないとき。
- (3) 申請者が改修工事の完了日から10年を経過する前に空き家の活用を終了したとき。
- (4) 前号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、生駒市空き家利活用改修補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を当該申請者に命ずることができる。

（報告及び調査）

第16条 市長は、補助金の交付等について必要があるときは、申請者に対して報告を求め、当該申請にかかる書類及び交付対象住宅を調査し、又は必要な事項を指示することができる。

（雑則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行し、令和11年3月31日限りその効力を失う。